

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナウイルス感染症対策として、国の事業と合わせ、現在展開している主な事業を紹介します。
 町民の皆さまの健康と安全を第一に、全庁一丸となって万全の対策を行ってまいりますので、皆さまには、3密リスクの回避や手洗い・うがいの徹底など、引き続き感染症拡大防止へのご協力をお願いします。
 なお、最新の情報は町ホームページでご確認ください。

事業	対象	内容	問い合わせ先
元気応援券の配布	全町民	町内の登録小規模事業所で使用できる商品券(1人当たり3,000円分)を配布。 ※10月第2週頃発送を開始し、11月から使用できるよう準備中です。	産業観光課 産業振興室 ☎26-2280(直通)
生理用品の無償配布	さまざまな要因で経済的に困っている人	福祉室(⑦番窓口)で配布。町ホームページの所定の画面や窓口においてあるカードの提示でも受け取れます。 ※名前や住所は伺いません。	介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)
手作りマスク等給付	重度身体障害者・知的障害者	マスクやマスクバンドなどを給付。 ※10月頃から順次対象者へ送付する予定です。	介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)
配食サービス・移送サービス利用料の負担	高齢者・障害者	社会福祉協議会が行う配食サービス・移送サービスの利用料を町が負担。 ※町への申し込みは必要ありません。	介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)
家計急変世帯緊急支援	小・中学生がいる世帯	令和3年に入って家計が急変した保護者	教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)
通信環境導入補助金		新たにWi-Fi環境を整備した世帯	
モバイルルーターの貸出		就学援助を必要とする家庭	
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(国)	子育て世帯	対象児童を養育しており、以下の①～③のいずれかに該当する人に児童1人当たり5万円を支給。 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 ③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(②③は申請が必要) ※詳しくは、広報よしおか6月号14ページまたは町ホームページをご覧ください。	健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(国)	子育て世帯	対象児童を養育しており、要件に該当する人に児童1人当たり5万円を支給。 ※詳しくは11ページをご覧ください。	